

会 議 録

会議の名称	平成29年第2回本庄市教育委員会定例会
開催日時	平成29年2月16日(木) 午後1時30分から 午後4時18分まで
開催場所	委員室
出席者	<p>○教育長・委員 勝山勉教育長 富沢峰雄教育長職務代理者 境野玲子委員 岡崎吉宏委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者 稲田幸也事務局長 山田由幸事務局次長兼生涯学習課長 浅香浩延教育総務課長 木村健治学校教育課長 杉原初文化財保護課長 海沢茂体育課長 高木弘之図書館長 瀧澤政明学校教育課指導主事 塩原利春教育総務課長補佐(事務局)</p>
欠席者	落合崇志委員
次 第	<p style="text-align: right;">平成29年第2回本庄市教育委員会定例会 議事日程 平成29年 2月16日(木) 午後1時30分開議 委員室</p> <p>1. 開 会 2. 前回会議録の承認 3. 会議議事録署名人の指名 4. 議 事 (1) 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例(議案第6号) (2) 育英資金の貸付けについて(議案第7号) (3) 本庄市公民館長の任命について(議案第8号) (4) 本庄市社会教育指導員の任命について(議案第9号) (5) 平成29年度学校給食運営計画について(議案第10号) (6) 平成28年度本庄市教育予算補正の専決処分について(議案第11</p>

	<p>号)</p> <p>(7) 平成28年度本庄市教育予算補正(3月)について(議案第11号)</p> <p>(8) 平成29年度本庄市教育予算について(議案第12号)</p> <p>5. 協議事項</p> <p>(1) 『本庄市いじめ防止等のための基本的な方針(案)』について</p> <p>6. 教育長の報告</p> <p>7. その他</p> <p>8. 閉会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年第2回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「平成29年第2回本庄市教育委員会定例会議案 新旧対照表」 ・「平成29年第2回本庄市教育委員会定例会議案関係法令」 ・「本庄市いじめ防止等のための基本的な方針(案)」 ・「教育長の行動記録」 ・「報告及び今後の事業等開催予定」
主管課	教育総務課

会議の経過	
教育長	<p>ただいまから、平成29年第2回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>傍聴人の入室許可について、報告いたします。本庄市教育委員会会議規則第14条第1項の教育長の許可により、傍聴人の入室を許可しましたのでご了承願います。</p> <p>本日は、落合委員から欠席届が提出されておりますのでご了承願います。それでは、議事日程に従いまして進めて参ります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>
事務局	<p>前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等ございませんでしたので、承認されております。</p>
教育長	<p>それでは、署名をお願いします。</p> <p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は、富沢教育長職務代理者をお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ移ります。</p> <p>本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案8件でございます。それらのうち、議案第6号及び議案第11号から議案第13号までの議案4</p>

	<p>件については、平成29年本庄市議会第1回定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>ご異議ございませんので、議案第6号及び議案第11号から議案第13号までの議案4件の審議については、非公開といたします。</p> <p>また、議案第7号については、育英資金の貸付案件でございますので、申請者の個人情報を含む貸付金額、所得審査情報等を審議しなければならないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>ご異議ございませんので、議案第7号の審議については、非公開といたします。</p> <p>従いまして、議案第6号、議案第7号及び議案第11号から議案第13号までの議案5件については、非公開での審議といたします。</p> <p>なお、それらの審議については、議事の進行上、議事日程7の「その他」が終了した後に、非公開会議として審議を進めたいと思います。</p> <p>それでは、議案第8号について、事務局から説明を求めます。</p>
山田事務局 次長兼生涯 学習課長	<p>議案第8号本庄市公民館長の任命についてご説明申し上げます。</p> <p>本議案の提案理由につきましては、平成29年3月31日に任期が満了する公民館長について、社会教育法第28条の規定に基づき、新たに公民館長を任命したいため、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容をご説明いたします。</p> <p>1の氏名等についてですが、氏名と略歴を申し上げます。新任としまして、小暮一実、略歴、本庄第一高等学校。なお、生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。</p> <p>次に再任でございますが、星野英治、本庄市藤田公民館長。なお、生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。</p> <p>2の任期でございますが、本庄市公民館設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により2年で、平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第8号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第 8 号本庄市公民館長の任命については、承認することで決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 9 号について、事務局から説明を求めます。</p>
山田事務局 次長兼生涯 学習課長	<p>議案第 9 号本庄市社会教育指導員の任命についてご説明申し上げます。</p> <p>本議案の提案理由につきましては、平成 2 9 年 3 月 3 1 日付けをもって任期が満了する社会教育指導員について、本庄市社会教育指導員設置に関する規則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、新たに社会教育指導員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容をご説明致します。</p> <p>1 の氏名等についてですが、氏名と略歴を申し上げます。再任でございますが、南徳美、本庄市社会教育指導員。なお、生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。</p> <p>2 の任期でございますが、本庄市社会教育指導員設置に関する規則第 6 条の規定により 1 年で、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まででございます。</p> <p>以上で説明を終了いたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第 9 号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第 9 号本庄市社会教育指導員の任命については、承認することで決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 1 0 号について、事務局から説明を求めます。</p>
浅香教育総 務課長	<p>議案第 1 0 号平成 2 9 年度学校給食運営計画についてご説明申し上げます。本議案につきましては、児玉地域小中学校の学校給食における重点的な取り組み、年間給食日数、給食提供期間及び年額給食費等を定めるため、平成 2 9 年度の計画を示したものでございます。</p> <p>なお、この学校給食運営計画は、去る 1 月 3 1 日に行われました児玉地域学校給食運営委員会において、各学校長や P T A 会長の委員のみなさんに承認をいただいております。</p> <p>それでは、別紙資料の説明をいたします。議案第 1 0 号別紙、平成 2 9 年度学校給食運営計画をご覧ください。</p> <p>1 ページには、趣旨と 6 点にわたる重点的な取組について示しております。(1) 衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底、(2) 給食食材の安全の確保と地産地消の推進、(3) アレルギー対応給食の充実、(4) 情報発信の充実、(5) 給食完食の推進、(6) 学校給食費の未納防止、この 6 点に</p>

わたり取り組んでおりますが、昨年度、今年度と、特に（３）アレルギー対応給食の充実につきましては、力を入れて取り組んでいるところでございます。

２ページには学校給食運営基準として、年間の提供日数を示しております。平成２９年度は、暦の関係や小学校におきましては２学期の開始が早まった関係で１９１日となります。平成２８年度が１８８日でしたので３日増えたこととなります。児玉中におきましては、同じく１８６日から３日増えて１８９日の提供日数となります。各学期の月毎の提供日数も２ページに示しております。

３ページでは、給食費のことについて触れております。提供日数は増えてきましたが、現状の年額において献立を考えていき、平成２６年４月から現在の金額になりまして３年間経過しておりますが、来年度もこの金額で進めていく予定です。なお、次回の給食費改定におきましては、今のところ予定されております平成３１年１０月の消費税１０パーセントへの値上げの時期を想定しております。

次に、４ページには給食費の特例の部分をお示ししております。牛乳がアレルギーにより飲めないお子さんにつきましては、その分を減額しております。４ページの中ほどにあります。今年度より牛乳を飲めない者のうち、ほうじ茶を提供することの希望をとり、希望された者には牛乳の代わりにほうじ茶を提供しております。以下、転入転出等における日割り計算となり、小学校の日額、中学校の日額をお示ししております。

５ページも牛乳関係の特例をお示ししておりますが、大きく今回変わりましたところが、④アレルギー対応ですが、パン、小麦アレルギー、それから麺、そばアレルギーによりまして、食べられない児童生徒の給食費を決めさせていただきました。現状では麺類については、うどんは給食の中で出しますが、そばは給食の献立にはありません。従いまして、普通に考えると、そばアレルギーはありえませんが、製麺工場におきまして、うどんのラインとそばのラインがございまして、同じ工場内で作った場合、そば粉が空中を浮遊してうどんに混入し、アレルギーを引き起こす危険性があるということで、実際にうどんを食べられないお子さんがいらっしゃいます。その方について、牛乳と同じような考え方で、提供しない麺の実費を計算し、年度末にその分を返金するというのを検討させていただき、運営委員会では承認いただきました。５は転校による日割り計算の特例、６は長期欠食の取扱いをお示しております。

６ページでは、教育実習生については日割り計算で徴収させていただくこと、また、学級閉鎖・学校閉鎖があった場合の停止の特例をお示ししております。

７ページにつきましては、先程申し上げた日割り計算の特例の計算式をお示し

	<p>せております。</p> <p>以上で学校給食運営計画についての説明を終了いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>２ページの各学校における年間給食日数ですが、小学校が１９１日で、下にある給食提供期間ではトータルで１９４日となりますが、あと３日引くのですか。</p>
浅香教育総 務課長	<p>下の＊にありますように、提供しない日を学校の行事、例えば校外学習とか運動会の振替日とか、小学校では各校で３日間を決めていただくことになります。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>そうすると、中学校では５日間引くということになりますが、トータルで１８９日になっています。</p>
浅香教育総 務課長	<p>小学校は３日間を引いて１９１日、中学校はさらに２日間引いて１８９日となります。中学校の学校行事が小学校と比べると多いということでございます。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>書き方として、小学校がトータルで１９４日となっていて、そこから３日引いて１９１日、中学校はトータルが１８９日となっています。そこから５日引くと１８４日になりますが。</p>
浅香教育総 務課長	<p>小学校は、４つの学校で日数を調整して１９１日にしてくださいということですが、中学校は児玉中の１校ですので、児玉中では学校行事等を除いた日数が１８９日ということになります。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>「引いてあります。」という表現で書いてありますが、小学校と中学校では事情が違うので数値の書き方が異なってくるということですね。</p>
浅香教育総 務課長	<p>中学校では５日間引いてありますと書いてありますが、１８９日は既に確定した日数となりますので、表記の仕方については、検討させていただきます。</p>
教 育 長	<p>ほかは、いかがでしょうか。</p>
教育委員	<p>《なし》</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第１０号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第１０号平成２９年度学校給食運営計画については、承認することで決定いたしました。</p> <p>これで公開での議事審議を終了します。</p> <p>次に、議事日程５の「協議事項」へ移ります。本庄市いじめ防止等のための基本的な方針（案）について、事務局から説明を求めます。</p>
木村学校教 育課長	<p>本庄市いじめ防止等のための基本的な方針（案）についてご説明申し上げます。いじめ防止対策推進法第１２条には「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ</p>

の防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」とございます。

教育委員会学校教育課では、法の制定後、学校に対して、指導資料として「基本的な方針」を示し、学校におけるいじめ防止等の取組について支援、指導してまいりましたが、いじめ防止等の取組を社会総がかりで、総合的かつより効果的に推進するため、あらためて本庄市としての「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定することといたしました。

「市基本方針」の案を資料として配付させていただきましたが、本日は、この案につきまして、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

本日の資料につきましては、まだ原案でございますので、委員の皆様よりいただきましたご意見につきまして検討し、今後も見直し修正したものをあらためて広く市民の方に公開し、パブリックコメントと言う形で意見を募集していきたいと考えております。そののち、しかるべき手続きを取りまして、教育委員会に諮って決定し、策定してまいる予定でございます。

なお、内容に関わらない文言等につきましては、本日のご意見とともに事務局で整理をさせていただく予定でおりますので、ご了解いただければと存じます。

では、内容について概要をご説明いたします。

まず1ページ、「はじめに」ということで、いじめの現況について少し触れさせていただきます。

第1市基本方針の策定について、1策定の目的ですが、法に基づき、国や県のいじめ防止等のための基本方針を参酌して、いじめをしない、させない、許さない学校づくりの実現のために市の基本方針を作成することを述べております。

2いじめの定義につきましては、法及び国の基本方針に沿ったものでございます。

続いて、2ページ、3いじめ防止等のための対策の基本理念については、3点あげさせていただいております。(1)では、いじめはすべての児童生徒のかかわる問題であり、いじめの撲滅を目指すことについて。(2)では、すべての児童生徒がいじめを行わないように、いじめを放置しないように、いじめの問題について児童生徒の理解を深めさせることについて。(3)では、いじめを受けた児童生徒の保護を第一優先に、関係機関の連携によりいじめ問題を克服することについて述べております。

続いて、4, 5, 6では法に基づきまして、それぞれ、市、学校、保護者の責務について明らかにしております。

続いて2ページから3ページ、第2いじめ防止等のための対策の内容に関する事項でございます。まず1で、法で制定された組織の設置について、その根拠、構成員、取組について表で示しております。

	<p>2は市が実施する施策です。これを（1）学校への支援、（2）相談しやすい環境の整備、（3）家庭・地域・関係機関との連携、（4）いじめを許さない機運の醸成にまとめてございます。</p> <p>3は学校において実施する施策です。（1）学校基本方針の策定、（2）学校における組織の設置、（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置について、そして7ページ、（4）研修の実施と校内相談体制の整備、（5）家庭・地域・関係団体との連携について示させていただいております。</p> <p>第3は重大事態への対処について示しております。</p> <p>法28条の中ほどに示されているように、重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」とされています。</p> <p>あつてはならない事態ですが、実際にこのような事があった時の対処について、7ページから10ページにかけて述べております。1 重大事態の理解、2 重大事態の報告、3 当面の対応、4 学校又は教育委員会による調査、5 調査結果の提供及び報告、6 調査結果の報告を受けた市長による再調査、7 調査の結果を踏まえた措置、という分類で示しております。</p> <p>最後に第4として、その他いじめの防止等のための対策に関する事項として、取組の検証と見直しについて規定しております。</p> <p>概略の説明でございますが、委員の皆様のご意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>今、課長から説明がありましたが、このたび市の基本方針を策定するという事で、他市のものを参考にしつつ、国でも法が制定されて3年が過ぎましたので、この間の検証も進んでいるところです。そして今、新聞等でも、いじめの問題、いじめによる自殺の問題がかなり報道されておりますが、そういった状況を踏まえて、なるべく具体的な記述ができるように工夫してございます。従いまして、他市のものと比べて分量が増えていると思っております。</p> <p>特徴的なところを補足させていただきますと、4ページの一番下のところからですが、昨今報道されておりますいじめ事案の中には、教職員の指導が適切でなかったという指摘がされている事案が発生しております。そういったことを踏まえて、具体的にここで教職員の姿勢・言動を入れてございます。</p> <p>5ページに4点あります。「子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。」、「自分の学級や学校にも深刻ないじめが起こりうる、或いは現に起こっている、という危機意識を持って当たる。」、「いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導・支援する。」、「教職員は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努</p>

	<p>める。」、こういったことが基本的なスタンスとして必要で、私のクラスにはいじめはないということではなく、いつも危機感を持って見ていってほしいということが記載されております。</p> <p>その次の3点ですが、いじめに関する事例を分析してみると、教職員が直接、間接にいじめを生み出している場合がある。教職員がいじめの発生に関わっている場合として、教職員の不用意な一言、或いは不用意ではないが言動が結果的に「いじめ」を容認していることはないか、また、指導の不徹底により「いじめ」の土壌が学級の中に醸成されている場合はないかなどを記載しています。</p> <p>さらに、なお書きとして、いじめの適切な認知のための取組の結果、しっかり見た結果、いじめの認知件数が増えたということはマイナスに捉えるのではなく、しっかり見ているからと肯定的に捉えるということを敢えて記載しているところがございます。</p> <p>次に6ページの中ごろの「ウいじめに対する措置」について、「いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で、次の点に留意して取り組む。」とあり、組織的でかつ速やかに対応に当たることをここで明記してございます。</p> <p>その留意事項の中の「(オ) 継続した見守り」では、「いじめの解消については、いじめが止まった状態が3か月を目安に続いていることを確認した上で判断する。」とあります。いじめた生徒といじめられた生徒が集まり、これからはしないことを確認する、そこが解消ではなく、その後も注意深く3か月ぐらいは見て、それで大丈夫であれば解消したものと判断するという事です。これについては、国の方でも最近言い始めてきたこととございます。</p> <p>そういったことを入れまして、基本方針が実効的に各学校において活用されるものとして工夫いたしました。忌憚のないご意見をいただければと思います。</p>
岡崎委員	現在、この方針にあるようなことは行われているのですか。
教 育 長	はい。学校においては、作成が義務になっています。市では、作成が努力義務になっております。各学校には市で同じようになるものを提示し、既に作成してもらっており、ホームページにも載っております。
岡崎委員	基本的には、同じ内容のようなものが各学校で実施されているということですか。
教 育 長	はい、そうです。
岡崎委員	対象は公立の小中学校ですか。
教 育 長	はい、そうです。

富沢教育長 職務代理者	<p>これは非常によくできていて、特に6ページの「いじめに対する措置」は、(ア)から(カ)までとてもよく整理されていると思います。ただ、5ページにある、いじめの原因が教職員である場合にどのように対応するのか。ここに、「教職員の不用意な一言がいじめの発生を許容している場合」、その下に「教職員の言動が結果的にいじめの発生を許容している場合」とありますが、これは同じことではないのですか。上は、「不用意な」ということを強調したいのだと思いますが、不用意であろうが、不用意でなかろうが、教職員の言動が結果的にいじめの発生を許容していることになるということです。言動が結果的にというのは意識して、対極にすれば、不用意か意図的かということになります。この2つをそのように書くべきではないのかと思います。</p> <p>それから、教職員がいじめそのものに関与している主体者であった場合の対応について、どうすればよいのか。ウの「いじめに対する措置」は、守ってやるのが教職員だということから出ているものですが、教職員自体が行った場合はどう対応しなければいけないのか。これが、どこかに入ってくるべきだと思います。</p> <p>また、1ページに記載の法律では全て「児童等」で統一されていますが、市で作った方針の文言では全て「児童生徒」とあります。「児童生徒」の方が正しいと思いますが、「児童等」の場合には児童生徒のほかには何か入ってくるのでしょうか。</p>
瀧澤学校教育課指導主事	<p>法の第2条第3項に定義が載っています。「この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」という定義がされております。</p>
富沢教育長 職務代理者	<p>それでは、児童生徒に置き換えてもいいということですね。その方が良いと思います。</p>
教 育 長	<p>来週の総合教育会議においても、このことを議題とさせていただきますので、お気づきの点等がございましたら、その際ご発言いただければと思います。</p> <p>それでは、ただいま教育委員のみなさんから頂戴した意見を踏まえて、「本庄市いじめ防止等のための基本的な方針(案)」を今後さらに調整して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>これで「協議事項」を終了します。</p> <p>次に、議事日程6の「教育長の報告」へ移ります。「行動記録」をご覧ください。</p> <p>前回1月19日の定例会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>1月19日に児玉小学校で、県から委嘱を受けております「考え、話し合い、学び合う学習」授業研究協議会が開催されました。3年間の研究の今年</p>

	<p>が1年目ということで、今年 of 取組の成果等について発表し、研究協議会が持たれました。指導者として、文教大学の先生や県教育委員会の指導主事の先生方にお越しいただき、また、県内各地から約90名の先生方が参観にお越しいただきました。研究協議会では活発な意見交換がなされ、また、指導者の先生方からは、児玉小の研究に対してお褒めの言葉等をいただいたところでございます。</p> <p>21日には、本庄市立図書館のリニューアルオープンの開館式典が開催されました。早朝より多くの市民の皆様にご来館いただきました。一番乗りは本庄西中の生徒でした。</p> <p>22日には、恒例の本庄市PTA連合会主催によるかるた大会が盛大に開催されました。</p> <p>24日には、本庄市青少年問題協議会が開催されました。青少年のことにに関して、各界のみなさんにお集まりいただき、市内の状況について協議が持たれました。補導件数も減ってきているとの報告もありました。</p> <p>26日には、本庄市いじめ問題対策連絡協議会が開催されました。第1回目の会議となりましたが、委員の委嘱、会の趣旨説明、本庄市いじめ防止等のための基本的な方針（案）についてのご意見をいただきました。</p> <p>2月2日には、児玉中学校の立志式がセルディで行われ、市長とともに参列しました。各クラス代表の30名の生徒の発表がありましたが、大変感動的なものでした。お見えになっていた来賓の皆さんからも称賛の声を多く聞きました。昨年度から始まった行事ですが、本年度は市内全中学校で実施できました。中学2年生が自分の夢、希望、志を表明する貴重な機会だと思えます。</p> <p>13日から、管理職面談を4日間の日程で行いました。自己評価シートをもとに今年度成果と課題等を聴取し、意見交換を行いました。</p> <p>14日には、本庄市まちづくり議会が開催されました。本年度から本庄第一中学校も加わり6校の参加となりました。生徒はしっかりした態度で、質問や発表を行っておりました。</p> <p>最後に休暇の取得について報告させていただきます。インフルエンザに罹患し、2月8日から10日までの3日間と13日の午後、年次休暇を取得しましたので報告させていただきます。</p> <p>次に、議事日程7の「その他」に移ります。事務局から何かございますか。</p>
<p>浅香教育総務課長</p>	<p>前回の定例会で来週24日の件について説明いたしました。総合教育会議と臨時会を予定させていただいております。総合教育会議の議題の案についてお配りしております。24日15時から、5階の503会議室で行われます。議題を4本予定しているところでございます。内容については、当日企画課又は担当課から説明し、協議を行います。また、「本庄市いじめ防止等のための基本的な方針（案）」についても、市長とこの場で協議することとな</p>

	<p>ります。従いまして、当初は臨時会を先に行い、その後総合教育会議を行う予定でしたが、総合教育会議を行った後に、この「本庄市いじめ防止等のための基本的な方針(案)」を含め、人事の内申等を臨時会で行いたいと思います。</p> <p>まとめますと、15時から総合教育会議、16時30分から臨時会の開催となります。また、この日より今井新委員に加わっていただく会議となります。</p> <p>以上でございます。</p>
木村学校教育課長	<p>委員の皆様のお手元に、卒業式と入学式の参加予定者の表を置かせていただきました。現段階の案でございます。こちらで、これまでの参加校を考えながら、割り振りをさせていただきました。ご覧いただき、ご都合等ございましたら、私の方に連絡をいただければと存じます。その後、正式な決定をして、通知等を作って参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
山田事務局次長兼生涯学習課長	<p>生涯学習課から事業の報告と今後の事業開催予定について報告させていただきます。右上に生涯学習課とある資料をご覧いただきたいと思います。</p> <p>まず、事業の報告ですが、平成28年度本庄市こども会育成会連合会冬季リーダー研修会が2月11日、12日スノーパーク尾瀬戸倉で開催されました。内容はスキー教室で参加者数は43人で行いました。</p> <p>また、今後の事業等の開催についてでございますが、親子名作映画劇場が2月18日に開催されます。午前中はセルディ、午後は本庄市民文化会館で開催されます。主催は本庄市青少年育成市民会議で、上映映画は「あなたをずっとあいしてる」でございます。</p> <p>続きまして、第10回こだま芸術文化のつどいが3月4日、5日にセルディで開催されます。主催は第10回こだま芸術文化のつどい実行委員会でございます。内容は作品の展示や芸能発表になります。</p> <p>続きまして、平成28年度本庄市市民総合大学閉校式が3月18日に開催されます。会場はセルディでございます。</p> <p>続きまして、本子連「はがき作品展」が2月25日から3月3日まで本庄市役所市民ホールを会場に開催されます。テーマは、本庄の私が好きな名所・名物で、市内の小学生が1,265点応募してくれました。表彰式を3月4日午前10時から本庄市役所市民ホールにて行います。</p> <p>最後に、本庄公民館クラブ活動発表会が2月25日、26日、3月5日に開催されます。展示が2月25日、26日で、ステージ発表が3月5日に行われます。</p> <p>以上で生涯学習課の事業等の説明を終わります。</p>
高木図書館長	<p>図書館より、本館のリニューアルオープン関連について報告させていただきます。口頭にて失礼いたします。</p>

	<p>まずは1月21日、リニューアルオープンの際にはご来場いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>開館前のセレモニーにつきまして、当初、玄関先で行う予定でしたが、風も強く寒い朝でしたので、1階のホール内で行いまして、ご来賓や一般利用の方など約100名の参加をいただきました。当日は市内の高校生にボランティアとして協力いただき、セレモニーの受付やテープカットの補助、また、開館後の「おはなし会」の補助や貸出袋の手渡しなどのお手伝いをいただきました。</p> <p>21日・22日の土・日でオープンイベントとして、「おはなし会」や「図書館探検」などを実施し、どれも多くの参加をいただいております。</p> <p>翌週28日土曜日には、「文芸講演会」を開催し、講師に本庄高校卒業の関口英沙恵さんをお招きし、「田島弥平と郷土の人々」と題して講演いただきました。2階の会議室が会場でしたが、約100人の来場をいただき、盛況に開催することができました。</p> <p>また、オープン2日間の入館者数につきましては、新たに玄関に設置いたしました人数カウンターから、21日が約1,300人、22日が約900人と、多くの方に来館いただきました。</p> <p>なお、駐車場につきましては、図書館敷地内と本庄西小学校をお借りして合わせて約140台分の用意をいたしましたので、混乱なくご利用いただけましたものと考えております。</p> <p>以上、図書館からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
教 育 長	何かご質問等ございますか。
教育委員	《なし》
教 育 長	<p>それでは、次回定例会の日程を確認いたします。</p> <p>平成29年第3回定例会を3月30日木曜日午後2時30分からで、場所は市役所委員室となりますが、ご都合はよろしいでしょうか。</p>
教育委員	異議なし。
教 育 長	続きまして、平成29年第4回定例会の日程について、事務局から説明を求めます。
浅香教育総務課長	来年度も第3木曜日を基本に定例会を開催したいと考えております。4月20日木曜日16時から、この委員室での開催でお願いいたします。
教 育 長	<p>それでは、確認いたしますが、平成29年第4回定例会を4月20日木曜日午後4時からの開会で予定しておきたいと思っております。</p> <p>これで、公開での会議を終了します。</p> <p>これより、非公開により会議を進めますので傍聴人の方の退室をお願いします。</p> <p>《傍聴人退室》</p> <p>これより非公開で議事を進めます。</p>

[非公開]

議案第 6 号 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 育英資金の貸付けについて

議案第 11 号 平成 28 年度本庄市教育予算補正の専決処分について

議案第 12 号 平成 28 年度本庄市教育予算補正（3 月）について

議案第 13 号 平成 29 年度本庄市教育予算補正について

教 育 長

以上で、平成 29 年第 2 回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。